

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1. この契約の趣旨について

- 介護予防サービス・介護予防・生活支援サービス（第1号事業）の利用にあたっては、介護予防サービス・支援計画書の作成等の業務を行う必要がありますが、これらの業務のなかで、介護予防支援については南丹市より指定を受けたほほえみかぐら居宅介護支援事業所との契約の締結、介護予防ケアマネジメントについては南丹地域包括支援センターとの契約が必要ですので、利用者・事業所・センターとの3者で契約を締結するものとします。

2. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	南丹地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	(南丹市指定) 番号 2603400017
法人名	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会		
法人代表者	会 長 吉 田 進		
所在地	京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地		
管理者名 (連絡先)	管理者 栗原 明日香	電話	0771-72-3220
		FAX	0771-72-3222
営業日	月曜日～金曜日	営業時間	8:30～17:15
職員体制	管理者（1名 社会福祉士兼務） 保健師・看護師（2名）・社会福祉士(10名)・主任介護支援専門員(1名)		

3. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う事業所

事業所の名称	ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	介護保険指定事業所番号	(南丹市指定) 2673400053
法人名	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会		
法人代表者	会 長 吉 田 進		
所在地	京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4		
管理者名	管理者 平井 いずみ		
担当者名 (連絡先)		電話	0771-72-3022
		FAX	0771-72-0732
営業日	月曜日～金曜日	営業時間	8:30～17:15
職員体制	管理者（1名 主任介護支援専門員・介護福祉士） 主任介護支援専門員(1名 管理栄養士)・介護支援専門員(2名 介護福祉士)		
サービス提供地域	南丹市日吉町・美山町		

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

内容	提供方法	介護保険適用の有無	1ヶ月当たりの利用料
① 介護予防サービス・支援計画書の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険、介護予防・生活支援サービス（第1号事業）の対象となるものです。	介護予防支援 4,720円
② 介護予防サービス事業者又は、第1号事業者等との連絡調整			*特別地域加算 708円
③ サービス実施状況の把握、評価			介護予防ケアマネジメントA 4,420円
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理、国民健康保険団体連合会への請求			介護予防ケアマネジメントB 3,200円
⑥ 要介護認定、基本チェックリスト及び確認シート実施等の申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			初回はそれぞれに 3,000円加算

【ご注意】

※ 介護保険法、生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。

※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を南丹市の窓口へ提出すると払い戻しされる場合があります。

上記の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる業務を行うため、南丹市域外の居宅に訪問した場合、介護予防支援のご利用者においては、事業所の運営規程により交通費として、南丹市の境界から片道10km未満の場合は1回に500円、10kmを超える場合には、超えたところから2kmごとに100円を加算した額を負担していただきます。介護予防ケアマネジメントのご利用者においては、センターの運営規程により、交通費として1回につき500円をお支払いいただきますので、訪問したときにお支払いください。領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。

※ 求めに応じて複写機を利用した場合は事業者で定めている実費額をお支払いください。

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

事業所の介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回などがめやすになります。）

ただし、上記の回数以外にも、必要に応じて利用者の居宅を訪問することができます。

また、一定の条件を満たす場合には、訪問のかわりにテレビ電話等を使用し、状況把握をすることができます。条件については、「南丹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年南丹市条例第4号）」の規定に従います。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及びセンターの職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業所及びセンターの職員は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業所及びセンターの職員は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

7. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 南丹地域包括支援センター	所在地 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地 電話番号 0771-72-0214 ファックス番号 0771-72-3222 受付時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
【事業所窓口】 ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	所在地 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内 6 番地 4 電話番号 0771-72-3022 ファックス番号 0771-72-0732 受付時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
【市町村の窓口】 南丹市役所高齢福祉課	所在地 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地 電話番号 0771-68-0006 ファックス番号 0771-68-1166 受付時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
【京都府の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 受付時間 月曜日～金曜日 (9:00～12:00) (13:00～17:00)

なお、上記に加え、社会福祉法第 82 条の規定により、事業所が設置している苦情受付窓口があります (別紙参照)。

8. ハラスメント対策について

事業所及びセンターは、ハラスメントの防止のため、事業所及びセンターの職員に周知・啓発し、適切な対策を行います。なお、ハラスメントについては、利用者やその家族等から受ける以下の 1 から 6 のものも含まれ、事業所やセンター、事業所やセンターの職員に対して、ご契約を継続しがたいほどの背信行為があった場合は、文書で通知することにより、即座にサービス提供を終了させていただく場合がございます。

1. 暴言、暴力行為及びそれらを容易に想起させるような威圧的、強圧的な言動
2. いやがらせ (ハラスメント・セクシュアルハラスメントを含む) 行為
3. 事実に基づかない言動
4. 直接・間接によらず誹謗中傷行為
5. 無用な個人情報の開示または拡散
6. その他、サービス利用または提供の継続が著しく困難になるような行為

9. 虐待防止について

事業所及びセンターは、虐待防止のため、事業所及びセンターの職員に周知・啓発し、適切な対策を行います。

10. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所・センター

事業所 ほほえみかぐら居宅介護支援事業所
 住所 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4
 事業所管理者名 平井 いずみ 印
 重要事項説明者
 介護支援専門員 印

事業所 南丹地域包括支援センター
 住所 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地
 事業所管理者名 栗原 明日香 印
 重要事項説明者
 説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住所

 氏名 印

〔自署の場合は印不要〕

上記代理人 (代理人を選定した場合)

住所

 氏名 印

〔自署の場合は印不要〕